令和４年第４回氷川町議会定例会会議録（第３号）

令和４年９月１６日
午前１０時００分開会
於　　　　　議場

１．議事日程（第３日目）

日程第　１　各常任委員会の審査報告について
日程第　２　承認第　８号　専決処分の報告及び承認について
日程第　３　議案第３２号　氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　４　議案第３３号　氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　５　議案第３４号　令和４年度氷川町一般会計補正予算（第５号）について
日程第　６　議案第３５号　令和４年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第　７　議案第３６号　令和４年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第　８　議案第３７号　令和４年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第　９　議案第３８号　氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第１０　認定第　１号　氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１　認定第　２号　氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２　認定第　３号　氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３　認定第　４号　氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１４　認定第　５号　氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１５　諮問第　３号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第１６　議員派遣の件
日程第１７　総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第１８　産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第１９　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
追加日程第１　議案第３９号　令和４年度氷川町一般会計補正予算（第６号）について

２．本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

３．出席議員は次のとおりである。（１１名）

１番	飯　田　健　二	２番	西　尾　正　剛
３番	木　下　　　厚	４番	清　田　一　敏
５番	長　尾　憲二郎	６番	吉　川　義　雄
７番	上　田　俊　孝	８番	三　浦　賢　治
９番	上　田　健　一	１１番	片　山　裕　治
１２番	米　村　　　洋		

４．欠席議員
１０番　松　田　達　之

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山　本　昭　義	書　　記	川　野　瑠　美

６．説明のため出席した者の職氏名

町　　　長	藤　本　一　臣	副　町　長	平　　　逸　郎
教　育　長	太　田　篤　洋	総務課長	濤　岡　美智代
企画財政課長	増　永　光　幸	税務課長	平　山　早　苗
町民課長	尾　村　幸　俊	福祉課長	岩　本　博　美
農業振興課長	増　住　豪　二	農地課長	前　崎　　　誠
建設下水道課長	星　田　達　也	地域振興課長	村　上　孝　治
会計管理者	橋　本　智　明	学校教育課長	西　田　美　子
生涯学習課長	荒　平　健　二	代表監査委員	島　田　博　行

開議　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（米村　洋君）　皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第　１　各常任委員会の審査報告について

○議長（米村　洋君）　日程第１「各常任委員会の審査報告について」を議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、木下厚君。

○３番（木下　厚君）　総務文教常任委員会審査報告。当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、主なものをご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例２件、予算１件、その他１件であります。

当委員会は、９月１２日、役場２階大会議室で、関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

議案第３２号「氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」は、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第３３号「氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、「非常勤職員が育児休業を取得した場合、身分はどうなるか」の質疑に対し、「任期期間中は保障されることになります」と答弁し、「育児休業の柔軟化とは」の質疑には、「育児休業の開始日が、１歳到達日の翌日、または１歳６か月到達日の翌日となっていたものを、配偶者が育児休業を取得する場合は、その期間の末日の翌日以前の日としたことで、夫婦交代での取得が可能となった」と答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第３４号「令和４年度氷川町一般会計補正予算予算（第５号）について」の「ふるさと納税の増額の理由は」の質疑に、「寄附金額が増えたことに伴う委託料の増」と答弁し、「取扱業者は何社で、増額の内訳は」の質疑には、「全部で７社、各社の寄附額は違うため、比率で委託料は算定される」と答弁し、「委託費は、全て返礼品代か、事務費用も入るのか」の質疑には、「返礼品の費用とそれに係る事務費を含んだ費用」と答弁しました。

「ふるさと納税の地元効果は」の質疑には、「納税額の３０パーセントは、地元の返礼品のため、その分が経済効果となっている」と答弁し、「一番人気は何か」の質疑には、「肉類、特に鶏肉です」と答弁しました。

町公式ＬＩＮＥ機能拡張システム構築委託料の内容と委託先と契約期間は」の質疑

には、「業者はこれから選定する。内容は、スマホアプリのライン機能を利用して、町からの情報発信、マイナンバーカードを利用、国が進めるシステムと連携させていくもので、将来的には、各種相談事業や、いろんな施設の予約ができることを想定している」と答弁がありました。「今後予算はどうなるのか」の質疑は、「委託料として毎年計上となる」と答弁しました。

「ふるさと氷川応援基金は全額積立しているのか。基金を増やしていないのか」の質疑に、「ふるさと応援寄附金の繰出金は、全て積み立てるわけではない。事業費の財源に充当するため、基金をため込むことには当たらない」と答弁しました。

「繰上償還をしない理由は」の質疑には、「公債費は、有利な交付税措置のあるものを利用しています。計画どおり償還したほうが、交付税措置もあるし、財源的にも有効に活用できるため、繰上げ償還はしていせん」と答えました。

「財政調整基金積立とは」の質疑に、「当然突発的な対応ができるように、基金財源の確保は必須で、災害等に対応できるよう財政調整基金の確保が必要。」と答弁しました。「財政調整基金の積立額はどうなるか」の質疑には、「当初予算で、４億５，０００万円取崩予定で、今回３億４，０００万円を積立ても、まだ前年度の金額には不足する状況」と答弁しました。

「文化財保存補助金の内容は」の質疑に、「大野窟古墳の東側斜面にある樹木の伐採です」と答弁し、「伐採は自由にできるのか」の質疑には、「国指定文化財なので、県を通じて現状変更届を提出し、許可を受けてからの作業となります」と答弁しました。「地権者の同意はとっているのか」の質疑には、「地権者からの依頼です」と答弁がありました。

「竜北歴史資料館の空気清浄機設置場所は」の質疑に、「玄関左の資料室。換気扇はあるが、窓がない。見学者の感染予防のため」と答弁し、「資料館の利用状況は」の答弁には、「来館者数は、令和３年度で１，９６９人。新型コロナウイルスの影響で入館規制をした時期があり、今は、少ない状態です」と答弁があり、「利用者増につなげてほしい」と要望がありました。

「学校給食共同調理場改修工事設計業務委託料の修繕費から委託料に変更となった理由は」の質疑には、「通常点検で指摘されたカビや腐食の対応として、昨年度から２年間、天井の塗り替えとして修繕費を計上。今年になって、天井材の破片の落下があり、屋根裏等の調査をして改修が必要と判断し、設計予算とした。また、床もタイル張りの見直しや職場環境の改善なども含めた予算です」と答弁しました。「落下物が確認されたなら早急な対策は必要ないのか」の質疑には、「天井裏まで確認をして、今のままの状態を維持したほうが緊急性は少ないと判断した」と答えました。

「町費補助金返還金は何団体あったか」の質疑に、「スポーツ協会、商工観光振興協議会、観光物産協会、文化協会、子ども会育成連絡協議会、婦人会、青少年育成町民会議など各種団体となります」と答弁しました。

採決の結果、全員賛成で、可決するものと決しました。

議案第３８号「氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について」、「５つの基本方針

に対する具体的な対策は」の質疑に、「基本方針のため大枠で目標を掲げている。具体的な計画は、事業として掲載している」と答弁し、「日常生活支援機能の低下とは」の質疑に、「交通の問題、店が少ないなど、日常生活で不便が生じていること」と答弁し、「農業立町だけど、定住させる住宅政策が必要とあるが、農業振興と住宅政策の両立は矛盾しているのでは」の質疑に、「計画書は、それぞれの課で記載した。今後、総合的に調整する必要がある」と答弁しました。「パブリックコメント求めたか。意見はあったか」の質疑に、「ホームページで求めたが、意見はなかった」と答弁しました。

「免許返納者等高齢者の交通手段について」の質疑に、「定住自立圏内で検討します」と答弁しました。

「人材育成・雇用の対策は」の質疑に、「八代市と連携し、八代雇用促進センターを設置。地元企業と地元高校生のマッチングを実施している」と答弁しました。

「この計画書は、業者が提案したものか」の質疑に、「県が示す内容を網羅し、各課職員でつくった。業者からの提供はない」と答えました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

〇議長（米村　洋君）　産業建設厚生常任委員長、西尾正剛君。

〇２番（西尾正剛君）　産業建設厚生常任委員会審査報告。当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における　審査の経過並びに結果について、議論されました主なものを要約して、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認１件、令和４年度補正予算４件についてであります。

当委員会は、９月１２日に関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

承認第８号の「専決処分の報告及び承認について」の氷川町一般会計補正予算第４号については、本会議で担当課長から概要説明があり、新型コロナの影響により今年度も敬老会を中止としたが、製本した名簿を郵送するため、郵便料の増額補正の内容でありました。

この記念品が配布されずに全額を減額されたことに対し、各議員から、記念品を配布することは検討されたのか説明を求めたところ、「昨年、一昨年と敬老会は開催されず、昨年は名簿のみ、一昨年はコロナ対策費を財源に、レジ袋と除菌シートを配布した。今年度は名簿のみとしたがご理解頂きたい。なお、会場の空調機改修の案件から来年度の開催の仕方と併せて記念品も検討を充分行う」と答弁しました。

ほかに質疑なく採決の結果、全員賛成で承認すべきものと決しました。

議案第３４号「令和４年度氷川町一般会計補正予算（第５号）について」は、都合上、細々の質疑や意見は割愛し、主な点に絞っての報告といたします。

まず、第１点目農林水産業費、農業費の歳出では、機構集積協力金返還金の４９４千円の補正が組まれているが、雑入の経営転換協力金返還金と併せ、その内容につい

てでは、「農業をリタイヤ等の理由により、全ての農地を１０年間農地管理公社に貸し出すことで交付される交付金であるが、１０年経過しないうちに契約を解除したために返還が必要となったもので熊本県への返還となる」と答弁いたしました。

次に、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金４２３万６千円の補正質疑では、「米、もち米を中心とした土地利用型農業の競争力強化を図るための県の補助事業であり、農事組合法人の規模拡大、コスト削減を図ることを目的とした事業である。今回は、肥の川南とアグリ鹿島がトラクターなどの農業用機械導入で採択を受けている」と答弁しました。

また、６月にも補正計上され、今回も補正された、新規就業者総合対策事業補助金３３３万６千円補正についての質疑では、「６月補正で説明したのは、経営開始資金の説明に合わせて、機械導入の経営発展支援事業についても説明を行ったもの。令和４年度から制度改正があったため説明したものであり、今回の補正は、新規就農者の就農後の経営発展のため機械、施設等を導入するものである。補助対象事業費の上限は、１，０００万円で、国２分の１、県４分の１、残りの４分の１が自己負担である」と答弁いたしました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３５号「氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」は、補正が委託料及び旅費の２点であり、また、補正額も少ないことから、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次の議案第３６号「氷川町介護保険特別会計補正予算（第１号）について」も、国や県等への負担金返還金が確定したための補正が主で、その財源は繰越金であったことから、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第３７号「令和４年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について」は、流域下水道維持管理負担金１，０１２万２千円は、宮原処理区の接続工事に係る分かの質疑に対し、「流域下水道の維持管理に係る分であり、当初予算では予定水量で計上していたが、今年度分の数値が確定したことによる補正である。建設負担金は別に計上している」と答弁しました。

そのほかに質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

〇議長（米村　洋君）　以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

〇議長（米村　洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第　２　承認第　８号　専決処分の報告及び承認について

○議長（米村　洋君）　日程第２、承認第８号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第８号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　全員起立です。したがって、承認第８号は、委員長報告のとおり承認されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第　３　議案第３２号　氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村　洋君）　日程第３、議案第３２号「氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３２号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、議案第３２号は委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第　４　議案第３３号　氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村　洋君）　日程第４、議案第３３号「氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３３号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、議案第３３号は委員長報告のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

日程第　５　議案第３４号　令和４年度氷川町一般会計補正予算（第５号）について

○議長（米村　洋君）　日程第５、議案第３４号「令和４年度氷川町一般会計補正予算（第５号）について」を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３４号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、議案第３４号は、委員長報告のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

日程第　６　議案第３５号　令和４年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（米村　洋君）　日程第６、議案第３５号「令和４年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３５号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって議案３５号は、委員長報告のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

日程第　７　議案第３６号　令和４年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（米村　洋君）　日程第７、議案第３６号「令和４年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３６号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、議案第３６号は、委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第　８　議案第３７号　令和４年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（米村　洋君）　日程第８、議案第３７号「令和４年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３７号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって議案第３７号は、委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第　９　議案第３８号　氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（米村　洋君）　日程第９、議案第３８号「氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３８号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、議案第３８号は、委員長報告のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１０　認定第　１号　氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村　洋君）　日程第１０、認定第１号「令和３年度氷川町一般会計歳入歳

出決算の認定について」を議題とします。
これから質疑を行います。日程第１号について質疑ありませんか。
［「質疑なし」と呼ぶ者あり］
○議長（米村　洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから日程第１号を採決します。
本案は原案とおり認定することに賛成の方は起立願います。
［賛成者起立］
○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、日程第１号は原案のとおり認定することに決定しました。
－－－－－－－○－－－－－－－
日程第１１　認定第　２号　氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
○議長（米村　洋君）　日程第１１、認定第２号「令和３年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。
これから質疑を行います。認定第２号については質疑ありませんか。
［「質疑なし」と呼ぶ者あり］
○議長（米村　洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
認定第２号について討論ありませんか。
［「討論なし」と呼ぶ者あり］
○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから認定第２号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
［賛成者起立］
○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、認定第２号は原案のとおり認定することに決定しました。
－－－－－－－○－－－－－－－
日程第１２　認定第　３号　氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
○議長（米村　洋君）　日程第１２、認定第３号「令和３年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。
これから質疑を行います。認定第３号について質疑ありませんか。
［「質疑なし」と呼ぶ者あり］
○議長（米村　洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。認定第３号について討論ありませんか。
［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第３号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、認定第３号は原案のとおり諸認定することに決定しました。

―――――――○―――――――

日程第１３　認定第　４号　氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村　洋君）　日程第１３、認定第４号「令和３年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。認定第４号について質疑ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。認定第４号について討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第４号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、認定第４号は原案のとおり認定することに決定しました。

―――――――○―――――――

日程第１４　認定第　５号　氷川町後期高齢医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村　洋君）　日程第１４、認定第５号「令和３年度氷川町後期高齢医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。認定第５号について質疑ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。認定第５号について討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第５号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、認定第５号は原案のとおり認定することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　諮問第　３号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村　洋君）　日程第１５、諮問第３号「人権擁護委員候補の推薦について」を議題とします。

これから質疑を行います。諮問第３号について質疑ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。諮問第３号について討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第３号を採決します。本案は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、諮問第３号は、適任者としてとして推薦することに決定しました。

ここで５分間暫時休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時２９分

再開　午前１０時３２分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

追加日程第１　議案第３９号　令和４年度氷川町一般会計補正予算（第６号）について

○議長（米村　洋君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま町長から議案第３９号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、日程第１として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３９号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

追加日程第１、議案第３９号「令和４年度氷川町一般会計補正予算（第６号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君）　議案第３９号、令和４年度氷川町一般会計補正予算（第６号）について、ご説明いたします。

令和４年度氷川町一般会計補正予算（第６号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものです。

１ページをご覧ください。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３７５万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ８０億５，０４９万６，０００円とするものです。

７ページの歳出をご覧ください。

２０款、衛生費、５項、保健衛生費、１０目、予防費、１０節、需用費、９８万9，０００円、消耗品費から、１７節、備品購入費、７４万8，０００円、一般備品カラー複合機１台になりますが、ここまでは、国の方針に基づく新型コロナウイルスワクチン接種で、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や感染予防効果、発症予防効果が期待されるオミクロン株対応ワクチン接種にかかる費用です。現行予算で不足が見込まれます科目の費用を補正するもので、財源を全て国費とし、接種対象者は2回目接種が完了した１２歳以上の全ての方で、約6，６００人を見込むものです。

6ページの歳入をご覧ください。

６５款、国庫支出金、5項、国庫負担金、２８万4，０００円、１０項、国庫補助金、３４７万円は、いずれもオミクロン株対応ワクチン接種にかかる財源とするものです。

これで、議案第３９号の説明を終わります。

〇議長（米村　洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

〇議長（米村　洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

〇議長（米村　洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３９号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

〇議長（米村　洋君）　起立全員です。したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

日程第１６、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

〇議長（米村　洋君）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

－－－－－－－〇－－－－－－－

日程第１７　総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

〇議長（米村　洋君）　日程第１７「総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について」を議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました

調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。
　お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１８　産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（米村　洋君）　日程第１８「産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について」を議題とします。
　産業建設厚生常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について閉会について、閉会中の継続調査の申出があります。
　お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１９　議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村　洋君）　日程第１９「議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について」を議題とします。
　議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。
　お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
　お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（米村　洋君）　異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で終了することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（米村　洋君）　町長から閉会に当たっての挨拶の申出があります。
　町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君）　閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、全議案につきまして、円満なるご決定をいただき、誠にありがとうございました。

合併以来の懸案でありました、常葉保育所の在り方については、一般質問でお答えいたしましたとおりの理由で、令和６年度末で閉園する方針を決定いたしました。今後は、保護者説明会等を開催し、理解を求めるとともに、私立保育園のご協力を得ながら、スムーズに移行できるよう努力をしてまいりたいと思っております。

事前に広報誌及びチラシでお知らせしましたとおり、１０月１日から上水道及び下水道の料金改定を行います。本来は、昨年４月からの改定を予定いたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症による家計への経済負担を考慮して、時期を１年半延期したところであります。改訂の趣旨は、皆さまご承知のとおりでありますので、町民の皆さまからのお尋ねがありましたら、ご指導をよろしくお願いいたします。

さて、今般、国において、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援対策を一層強化するため、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金が新たに創設されました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、強化をするということで、６,０００億円の予算を確保されたところであります。ただいま、全課に、この支援策について提案してくれと指示をしたところでありまして、内容を精査し、氷川町としての支援策がまとまりましたならば、先の一般質問で答弁をいたしました、農薬肥料高騰対策とあわせまして、補正予算を計上したいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染予防ワクチン接種に関わる費用等につきましては、急を要する場合は、これまでどおり補正予算を専決処分させていただくことをご了承いただきたいと思っております。

台風１４号が北上しております。九州を直撃する見込みでありまして、大変心配しております。行政として、午後から課長会議を招集いたしまして、この台風への対応を、万全を期してまいりたいと思っているところでございます。

令和４年度も後半戦に入ります。新型コロナウイルス感染症への予防及び経済対策、並びに物価高騰への支援に、万全を期してまいりますとともに、本年度計画をしております事務事業の推進に、職員とともに全力を傾注して、尽力をしてまいりますので、議員各位の、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

和らいだとはいえ、まだまだ暑い日が続いております。どうぞご自愛のうえ、ご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、お礼の言葉といたします。

○議長（米村　洋君）　議長として、この定例会の議会運営に関しまして、執行部の皆さまにおわび申し上げます。

定例会初日に、日程第１９、請願を議題としました。

６月１７日の定例会終了後、議員全員協議会において、福祉課から常葉保育園廃園の方針について説明を受けました。全員協議会は、審議の場ではありませんので、議員の意見を徴集し、協議をした結果、全議員総意のもと廃園に賛同しました。協議の

中、福祉課には、町の方針を支持するので、廃園に向けてしっかり取り組むようにと、意見をしております。

今回、全員協議会で廃園に賛同した吉川議員が、常葉保育所の廃園計画撤回に向けた請願の紹介議員となった行動は理解出来ず、氷川町議会議員として倫理道徳に反すると判断したので、猛省をしていただきたいと思います。保護者会の気持ちは理解しますが、相談を受けた吉川議員には、請願ではなく、議会へ相談するように指導して欲しかったと思います。

町長をはじめ、各課長、特に岩本福祉課長におかれましては、議会へ不信感を持たれ、議会の信用を失墜したと危惧いたしております。これからも常葉保育所の廃園に向け、議会も支援しますので、説明責任を果たしながら進められることをお願いし、議会として謝罪を申し上げます。

令和４年第４回氷川町議会定例会を閉会します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午前１０時４５分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和４年１２月７日　　氷川町議会議長　　米　村　　　　洋

令和４年１２月７日　　氷川町議会議員　　片　山　　裕　二

令和４年１２月７日　　氷川町議会議員　　飯　田　　健　二